

平成23年度 住民税・国保税の申告はお早めに!!

住民税は、市民の皆様にご提供する各種サービスの大切な財源であり、その共通の経費を各人で負担し合う性格の税金です。

市では、今年も2月16日から申告会場を設け申告相談の受付を行います。決められた期間内に申告をお願いします。なお、次の注意事項をご覧ください。

申告書の提出を要する人

- (1)平成23年1月1日現在、小松島市に住所を有する人
- (2)給与所得者で次に該当する人
 - ▼一定のところに勤務していない人、または勤務先から給与支払報告書の提出がない人
 - ▼給与所得以外に営業、農業、不動産、利子配当などの所得がある人
 - ▼2ヶ所以上の事業所から給与の支払を受けている人
 - ▼平成22年中に会社等を退職した人
 - ▼雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、寄附金控除などを受ける人
- (3)控除額の差などの理由により、所得税はかからなくても住民税がかかる場合には、住民税の申告が必要です。

申告の際に必要なもの

- ▼印かん（みとめ印）
- ▼事業所得等がある方は、帳簿その他所得計算に関係がある帳簿類、収支内訳書
- ▼給与所得・公的年金等の所得がある方は、平成22年分の源泉徴収票
- ▼平成22年中に支払った社会保険料（健康保険料、国民年金保険料、介護保険料など）の証明書または領収書
なお、小松島市に納付の社会保険料については、1月中にお送りした納付済額確認書をご利用ください。
- ▼平成22年中に支払った生命保険料、個人年金保険料、地震保険料の控除証明書
- ▼医療費控除を受けられる方は、平成22年中に支払った医療費の領収書、保険等で補てんされる金額のわかる書類など（医療費は事前に集計しておいてください。）
- ▼寄附金控除を受けられる方は、住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社、都道府県または市町村に対して行った寄附金の領収書
- ▼確定申告により所得税の還付を受けられる方は、申告者本人の預貯金等の口座番号が分かるもの

電話による申告受け予約

昨年度まで実施しておりました電話予約については待ち時間の解消につながらず、本年度から中止いたしました。

申告書の提出を要しない人

- (1)平成23年1月1日現在、給与または公的年金等の支払を受けている人で前年中にそれ以外の所得がなかった人
〔ただし、給与または年金の支払先から支払報告書の提出がある場合〕
- (2)税務署に確定申告（平成22年分）を提出した人や提出する人

公的年金の支払いのみを受けている方へ

昭和21年1月1日以前に生まれた方で、年金収入が148万円より多い方、または昭和21年1月2日以降に生まれた方で、年金収入が98万円より多い方のうち、市・県民税が課税されている方については、扶養控除、配偶者控除、障害者控除、社会保険料控除、医療費控除等の申告をすることにより、市・県民税が減少することがあります。
※均等割のみの課税の方は減少しないことがあります。

住宅ローン控除について

平成22年度より、市への申告は原則不要となりましたが、退職所得・山林所得を有する方、所得税において平均課税の適用を受けている方については、申告をすることで控除金額が高くなる場合があります。
該当される方は、平成23年3月15日までに住宅借入金等特別税額控除申告書を提出してください。

申告書自己作成コーナーについて

事業所得に係る収支内訳書および医療費控除等の申告書を自己作成するコーナーを例年どおり設置いたします。

また、今年度よりパソコン(オフライン版)を使用して**確定申告書を自己作成するコーナー**を設置いたします。ご自身で申告書を作成することで、待ち時間解消および申告時間短縮につながります。また、申告に関する知識を得ることもできますので、ぜひご利用ください。

- 【申告会場】 市役所4階 大会議室
- 【申告期間】 2月16日(水) から3月15日(火)
ただし、土・日曜日を除く
- 【受付時間】 午前8時30分から
午後5時まで

お問い合わせは、市税務課市民税係（市役所1階 ☎32・3821）まで。

申告は
お早めに!